

関東森林管理局における指名停止措置について

物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象事業者名及び住所

(1)	東洋紙業株式会社	大阪府大阪市浪速区芦原1丁目3番18号
(2)	ナカバヤシ株式会	大阪府大阪市中央区北浜東1番20号
(3)	共同印刷株式会社	東京都文京区小石川4丁目14番12号
(4)	株式会社ビー・プロ	宮城県仙台市若林区六丁の目西町4番1号
(5)	株式会社谷口製作所	茨城県つくば市谷田部4354番地
(6)	トッパン・フォームズ株式会社	東京都港区東新橋1丁目7番3号
(7)	株式会社ディーエムエス	東京都千代田区神田小川町1丁目11番地
(8)	小林クリエイト株式会社	愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地
(9)	光ビジネスフォーム株式会社	東京都八王子市東浅川町553番地
(10)	東洋印刷株式会社	京都府京都市伏見区中島中道町133番地
(11)	株式会社イセトー	京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町552番地
(12)	株式会社TLP	東京都板橋区板橋1丁目53番2号
(13)	カワセコンピュータサプライ株式会社	大阪府大阪市中央区今橋2丁目4番10号EDGE淀屋橋
(14)	株式会社恵和ビジネス	北海道札幌市中央区南二条西12丁目324番地1
(15)	株式会社タナカ	茨城県土浦市藤沢3495番地1
(16)	株式会社ディーソル	東京都中央区日本橋人形町1丁目8番4号
(17)	株式会社アイネット	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目3番1号
(18)	株式会社アテナ	東京都江戸川区臨海町5丁目2番2号
(19)	日本電算機用品株式会社	東京都大田区蒲田4丁目21番14号
(20)	エースビジネスフォーム株式会社	東京都江東区潮見2丁目4番8号
(21)	株式会社高速	埼玉県川越市芳野台1丁目103番地の7
(22)	塚田印刷株式会社	兵庫県西宮市津門稻荷町11番12号
(23)	株式会社エム・エフ・テック	新潟県南魚沼市津久野1112番地14

(24)	株式会社田中印刷	京都府京都市南区久世築山町452番地4
(25)	三条印刷株式会社	北海道札幌市東区北十条東13丁目14番地
(26)	北越パッケージ株式会社	東京都中央区日本橋本石町3丁目2番2号

2 指名停止期間

(17)の事業者

令和4年5月27日 ～ 令和4年6月26日 (1 ヶ月間)

(2). (3). (6)～(16). (18)～(25)の事業者

令和4年5月27日 ～ 令和4年7月26日 (2 ヶ月間)

(1). (4). (5). (26)の事業者

令和4年5月27日 ～ 令和4年9月26日 (4 ヶ月間)

3 指名停止の理由

上記(1)～(26)の事業者は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年3月3日付け公正取引委員会からの公表により明らかとなったため。

4 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第5号(独占禁止法違反行為)

措 置 要 件	
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方支分部局等が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認めるとき(次号及び第12号掲げる場合を除く。)	該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149

担当：経理課契約適正化専門官